

「在宅療養」に関する中間見直しについて

（１）「在宅療養」に関する中間見直しの必要性

- ・ 現行計画策定後の変化として、災害発生に備えた在宅医療提供体制や、かかりつけ薬剤師に関する取組等について追加・更新
- ・ 評価指標の中間評価を行い、目標に対する実績等が芳しくない指標について、現状の分析及び指標の見直しを検討

（２）検討スケジュール

- ・ 本日ご意見をいただいた見直しの内容について、今後、保健医療計画推進協議会等にて提示し、最終的に医療審議会に諮る
- ・ なお、今年度改定を予定している「高齢者保健福祉計画」等と連携しながら進める

現行計画策定後の変化による見直し（追加記載事項）

（１）災害の発生に備えた在宅医療提供体制の整備

- ・ 現行の保健医療計画においては、自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時においても、在宅療養患者に対し、継続的に医療を提供する必要性について記載
- ・ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」の一部改正について（令和８年６月10日付医政地発0610第１号）において、災害時も、在宅医療を受ける患者に対する医療・ケアの継続と早期復旧が求められることから、災害の発生に備えた在宅医療提供体制の充実・強化を平時から行うことの重要性について記載

<新たに記載する内容>（案）

（課題２）地域における在宅療養の推進

<拡充>

○ 自然災害の発生時や新興感染症の発生・まん延時等においても、在宅療養患者に対し、継続的に医療を提供できる体制の整備を進めることや、継続した医療の提供が困難な場合に必要となる対応を予め検討しておく必要があります。

（取組２）在宅療養患者を支える地域の取組を促進

<拡充>

○ 災害時や新興感染症の発生・まん延時等にも在宅療養患者への医療提供体制を継続して確保できるよう、関係団体等と協力して、地域における保健・医療・福祉関係者間の連携体制の強化を図っていきます。

また、訪問診療を行う医療機関等の災害対応力強化に向けた取組を推進するとともに、地域全体での在宅療養における災害対応体制の構築に取り組む区市町村への支援を実施していきます。

（２）かかりつけ薬剤師について

- ・ 在宅医療等における地域の医薬品提供体制の構築・維持を図る観点から、地域連携薬局の認定基準が令和８年６月に改正され、令和９年５月に施行予定
- ・ この動きを踏まえ、在宅医療に薬局が積極的に関与していくことを計画に位置付ける

<新たに記載する内容>（案）

（これまでの取組） ３ 在宅療養に関わる人材確保・育成

- 地域で在宅療養推進の中心的な役割を担う「在宅療養地域リーダー」を養成し、養成したリーダーを中心として多職種連携の強化を図るとともに、病院スタッフと診療所、訪問看護ステーションのスタッフが相互理解を促進する研修等を実施しています。
- また、地域における在宅療養に関する相談対応や医療・介護連携に関する調整等を行う在宅療養支援窓口の取組を推進する研修を実施しています。
- 訪問診療を実施していない診療所医師等に対し、在宅医療に関する理解の促進を図るためのセミナー等を開催することで、在宅医療を担う人材の確保等に取り組んでいます。
- 在宅療養生活において重要な役割を担う訪問看護サービスの安定的な供給のため、訪問看護人材の確保・定着・育成等を図る訪問看護ステーションへの支援を行っています。

<拡充>

- 薬剤師による在宅患者への薬学的管理及び服薬指導の充実を図るため、在宅訪問に必要な知識・技能の向上を目的とした研修を行っています。

（取組３） 在宅療養生活への円滑な移行の促進

<拡充>

- 入院医療機関における入退院支援の取組を更に進めるとともに、入院時（前）からのかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師、地域の医療機関、介護支援専門員等の多職種との情報共有・連携を強化し、患者・家族も含めたチームでの取組を促進していきます。

<新たに記載する内容>（案）

（取組４） 在宅療養に関わる人材確保・育成

- 区市町村、医師会等関係団体と連携し、在宅療養に関する理解を促進するための研修会やシンポジウム等を実施し、在宅療養に関わる人材の確保・育成に引き続き取り組んでいきます。
- 訪問診療を実施していない医師等に対し、在宅療養に関する理解の促進を図るためのセミナーや参入に当たっての様々な課題の解決に向けた個別相談等を実施することで、在宅医療を担う人材の確保等に取り組んでいきます。
- 在宅療養に関わる人材の確保を図るため、これまで夜間の往診体制の確保等の問題により参入できなかったかかりつけ医と、往診を支援する事業者や在宅医療を専門に担う医療機関との連携強化による24時間診療体制の構築等、地区医師会を主体とした取組を支援していきます。
- 住み慣れた暮らしの場において最期まで自分らしく暮らし続けるため、都民が自らの希望する医療・ケアを受けることができるよう、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）について、地域の保健・医療・福祉関係者や病院スタッフの理解促進と対応力の向上を図るための研修等を引き続き実施します。
- 在宅療養生活において重要な役割を担う訪問看護サービスの安定的な供給のため、訪問看護人材の確保・定着・育成等、訪問看護ステーションへの支援を引き続き行っていきます。

<拡充>

- 薬剤師による在宅患者への薬学的管理及び服薬指導の充実を図るため、在宅訪問に必要な知識・技能の向上を目的とした研修を引き続き行っていきます。